

◎新潟県告示第581号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年7月2日新潟県告示第845号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
加茂市青海町一丁目365番1の一部、370番1の一部、370番7の一部及び370番8の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去